



新ひだか町

議会だより

平成26年10月
第32号



「最盛期を迎えた秋鮭漁（三石漁港）」

今月号の主な内容

- 8月臨時会
- 9月定例会
・平成26年度9月補正予算
- 一般質問
～議員13名、26項目～
- 議会広報研修会
- 日高中部2町議会議員親睦スポーツ大会
- 日高地区林活議連総会

編集 新ひだか町議会広報特別委員会
発行 新ひだか町議会

〒056-8650 北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号
TEL 0146-43-2111 FAX 0146-43-3900

E-mail gikai@shinhidaka.hokkai.jp
新ひだか町ホームページ <http://shinhidaka.hokkai.jp/>

第5回臨時会 (8月5日) 第6回定例会 (9月9日~12日)



第5回臨時会

臨時会には報告案件4件、議案3件が提案され、それぞれ承認、可決した。冒頭3件の行政報告があった。行政報告・報告事項・議案の内容は、次のとおり。

行政報告

福井県大野市制施行60周年記念式典への出席

(7月1日開催、町長・議長が出席)

第20回みついし蓬萊山まつり

(7月6日開催、来場者約7千人)

工事の仮契約について(2件)

(静内柏台団地公営住宅等建設工事その1、その2)

※法により予定価格5千万円以上の契約は、議会の議決が必要となるため議決後に契約しなければならぬ。5千万円未満の金額は入札結果により契約。

工事に係る入札等の執行(5月29日~7月10日、10件)

委託業務等に係る入札等の執行(6月19日~7月10日、4件)

報告事項

●一般会計補正予算に係る専決処分(国民健康保険特別会計への繰出金)

●国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分

(一般会計から繰出金を財政安定化支援事業として繰入し、保険税還付金(一般分保険税過年度還付金)として増額補正)

●後期高齢者医療特別会計補正予算に係る専決処分(保険料還付金(過誤納還付金)として増額補正)

●損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分

(静内川左岸緑地公園内において、株式会社GISU P P i yより借用し、試験

的に設置していた不法投棄監視カメラの盗難による損害賠償)

※専決処分とは、議会が議決又は決定すべき事件について、法定事由に該当する場合等、長が議会に代わってこれを処分すること。専決処分後は、議会に報告し、承認を求めなければならない。

議決された議案

●議決変更について(工事請負契約額の変更)

静内青柳町団地公営住宅外壁防水改修工事は、補修箇所(暴露端)等増加のため、535万8960円を増額し、契約金額7690万4640円を8226万3600円とする。

●工事請負契約締結について(2件)

静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その1

契約金額7575万1200円

工期 平成26年12月20日完成

静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その3

契約金額7344万円

工期 平成26年12月20日完成

第6回定例会

定例会は、9月9日招集され、4日間、12日までの日程で開催した。

町長の行政報告、一般質問（13人、26件）を行った後、報告（2件）を承認、議案（1件）を可決し、一般会計、特別会計、企業会計等、議案12件が審議し、いずれも可決した。

なお、企業会計決算認定議案（2件）は、決算特別委員会に付託された。

また、静内対空射場における地対空誘導弾の不明について、行政報告の追加があった。

行政報告

台風11号による被害状況について

・8月10日～11日の大雨による被害状況

被害額は、農業被害1件（三石稲見の頭首工が被災）、土木被害32件（河川4件、道路28件）、林業被害1件（町有林の法面崩壊）

の計34件、3040万円
24時間の最大降雨量は、静内57・0mm、笹山75・5mm、三石82・0mm



静内春立地区被害状況

低気圧による被害状況について

・8月19日の大雨による被害状況

被害は、住家被害（床下浸水2件）、農業被害10件（農作物2件、農業用施設8件）、土木被害31件（河川8件、道路23件）、林業被害（治山施設1件（山腹）、林道3件、その他1件（治山流末埋塞））
被害額は、農作物の被災



静内真歌地区被害状況

経過観察中のものを除いて49件、2289万1千円
24時間の最大降雨量は、静内98・5mm、笹山91・5mm、三石69・0mm（1時間あたりでは、静内31・5mm、三石14・5mm）

日高地方の総合開発等に関する要望活動について

7月17日に北海道知事・北海道議会、30日には道内選出国会議員及び国会関係省庁へ要望活動を展開

・日高地方の総合開発について
・高規格幹線道路「日高自動車道」の整備促進について
・ゼニガタアザラシの絶滅

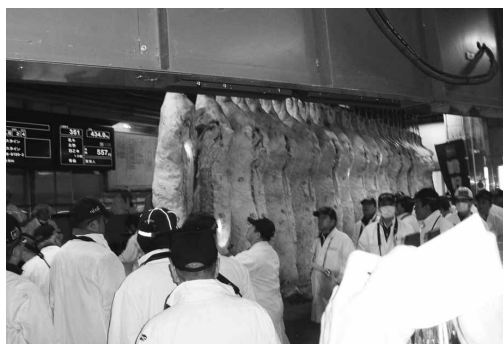
危惧種選定早期解除について

馬産地活性化に関する要望活動について

7月30日強い馬づくり軽種馬経営の持続的発展に資する馬産地活性化について、それぞれの関係団体等とともに関係省庁・中央競馬会へ要望活動を展開

第8回新ひだか夏まつりの開催結果について

7月26日・8月13日・15日には、それぞれの会場で第8回新ひだか夏まつりが開催され、延べ約4万2千人が楽しみました。



東京食肉市場でのセリ風景

枝肉研究会における出品牛の入賞について

8月29日に東京食肉市場で開催された第40回「名人会」肉用牛枝肉研究会にて、出陳70頭中、和牛セクターの1頭が「優良賞」に入賞

静内対空射場における地対空誘導弾の不明について（口頭説明）

不発弾の不明は6日に発生したが、町への連絡が10日となったことに対し、信頼関係が損なわれることとなるので、速やかな連絡をお願いする、と申し入れた。

議決された議案等

○財産の取得（議案第1号）患者通院バス（中型・定員43名）を国の補助により購入

○各会計補正予算（議案第2号）6号までは別記

○新ひだか町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について（議案第7号）

法改正による条例の改正
(平成26年10月1日から施行)

・「父」の定義を明文化
○新ひだか町みついし昆布温泉条例の一部を改正する条例制定について(議案第8号)

施設利用に係る入館料の改正(平成26年11月1日から施行)

・大人(12歳以上の者) 420円 ↓ 440円
(中人・小人は改正せず)

採決に当たっては、反対討論、賛成討論を行い、起立者多数により可決。

○新ひだか町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について(議案第9号)



静内郷土館

町立静内第二中学校が統廃合することによる改正
(平成27年4月1日から施行)

○新ひだか町図書館条例の全部を改正する条例制定について(議案第10号)

新ひだか町図書館の改築に伴い、平成27年4月5日オープン予定であるため旧図書館条例の全部を改正。

○新ひだか町博物館条例制定について(議案第11号)

新たに建築される博物館(郷土館を含む)に関し、名称・事業内容・職員・入館制限等を定める(平成27年4月1日から施行)

○北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について(議案第12号)

組合加入団体の改正(総務大臣の許可の日から施行)

「中標津町外2町葬斎組合 ↓ 中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」

○平成25年度新ひだか町水道事業会計決算認定について(議案第13号)

○平成25年度新ひだか町病院事業会計決算認定について(議案第14号)

議案第13号・14号は、決算審査特別委員会(委員8名)を設置し、付託。

委員は、次のとおり。

- 委員長 福嶋 尚人
- 副委員長 木内 達夫
- 委員 北道 健一

- 進藤 猛
- 田畑 隆章
- 池田 一也
- 城地 民義
- 川合 清

報告事項

●地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について(報告第1号)

新ひだか町監査委員(2名)より、平成25年度の一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算に基づき書類審査を行った結果、監査委員の意見書を付して報告された。全会計ともに是正改善を要する指摘事項はない。

●専決処分(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償額の決定について)

特養老人ホーム静寿園居室内において発生した事案(骨折)について、相手方と和解したものの。原因は不明であるが、前日の入浴介助時のものと思慮される。

請願書 担当委員会に付託

子育てしやすい町づくりの会(代表 仲川 庸夫氏)から、署名3305名を以って提出された「新ひだか町の『子どもの医療費無料』を高校卒業まで拡充すること」を求める請願について「は文教厚生常任委員会に付託。

護・子ども)の充実・強化を求める意見書

○「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書

○奨学金制度の充実を求める意見書

○電気料金の再値上げの申請を許可しないことを求める意見書

○外形標準課税適用拡大など中小企業向け増税に反対する意見書

○集团的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書(総務常任委員会付託)

○オスプレイの配備、全国への訓練地拡散に反対する意見書

※請願とは、国又は地方公共団体等に対し、希望を申し出ること。

意見書採択

(可決6本、付託1本)

※意見書とは、地方公共団体の公益に関する事件について、議会の意思を意見としてまとめた文書のこと、国又は関係行政庁に提出することができる。

○2015年度予算(介

**2億4599万9千円
補正予算追加額**

一般会計の主なもの

- 税外過誤納等還付金
- 国庫負担金等返還金
- 国民健康保険特別会計繰出金
- 日高広域連合負担金
- 地域介護・福祉空間整備事業
- 農業委員会事務局経費
- 農地台帳システム改修等整備業務委託料
- 農業後継者対策事業
- 経営開始型青年就農給付金事業補助
- 花き野菜生産体制強化対策事業
- 農業振興施設等整備事業補助金
- 和牛振興事業
- 農業振興施設等整備事業補助金
- 町道補修事業（修繕料）
- 河川管理経費（修繕料）
- 小学校管理経費
- 静内5校のトイレ改修工事
- 中学校管理経費

静内2校のトイレ改修工事

● 訪問給食業務委託及びケアハウスのぞみ給食業務委託に
関し、3ヶ年分（27年度・28年度・29年度）の債務負担行為を可決

※債務負担行為とは、予算編成行為の一つであり、後年度に債務を負担する行為。債務負担は行うが、債務履行は伴わない。

特別会計の主なもの

国民健康保険特別会計
● 保険税還付金
● 一般分保険税過年度還付金

● 償還金（25年度確定に伴う）

● 後期高齢者医療特別会計
● 円滑運営臨時特例交付金事業

介護サービス事業特別会計
● 特別養護老人ホーム静寿園給食業務委託・特別養護老人ホーム蓬萊荘
● 給食業務委託及び介護老人保健施設まきば給食業務委託に関する3ヶ年分の債務負担行為可決

病院事業会計

● 静内医療費用
● 非常勤医師報酬、医学研究調査報償
● 町立静内病院給食業務委託及び三石国民健康保険病院給食業務に関する3ヶ年分の債務負担行為可決



町立静内病院

議会を傍聴しませんか

傍聴されるときは

- ※傍聴を希望する方は、役場静内庁舎3階の議場入口の傍聴人受付簿に住所・氏名・年齢を記入するだけです。
- ※傍聴定員は、32人となっています。
- ※団体で傍聴するときは、あらかじめ議会事務局へご連絡ください。

議会の様子は次の施設でも視聴できます

- 静内地区～役場1階ロビー、ピュアプラザ、観光センター「ぽっぽ」（静内駅）
- 三石地区～みついしふれあいプラザ

新ひだか町HP（議会）からもインターネット中継

詳細については議会事務局（☎43-2111 内線311・312・314）までお問い合わせください。

一般質問

一般質問とは？
 定例会において、議会事務局を通じ事前に通告して、通告順に町政全般における諸問題点を質問することです。



Q ピュア活用法の基本線は？

A 小規模でも生鮮食料品店は入店させたい



町民連合
 白尾卓人 議員

問 現在「ピュア」の活用について白紙に戻ったが、これまでの経緯から小規模でも生鮮食料品を扱う店舗募集の基軸は変わらないと考えて良いか。

答（町長） 「ピュア」活用は当初の大規模店舗の募集は厳しいが、買い物弱者のために小規模でも生鮮食料品を扱う店舗募集は頭を中心にしていることは間違いないことだ。

問 商店街振興やこれから問題になる高齢化問題、少子化問題、雇用問題などを考えれば外部の目、即ち大学等高度知的資源を活用した包括提携や部分連携が必須と考えるが。

答（町長） これまでもいくつかの事例で町外の有識者を招いて事業等に取り組んで来たが、若者の視点等も今後は必要になると考えるので、域学連携等含めて若い視点や外部の目は必要と考え、何かしらの形をこれから提示していきたいと考える。

問 三石地区は今後過疎化が進み交通弱者が増えることもあるので地域福祉有償運送の枠を超えての新たな交通体系の必要があると考えるが。

答（副町長） 現在地域コミュニティバスや福祉運送が中心だが、民間事業者・NPO法人等含めた新たな交通網体系の構築を今後管轄部署の枠の見直し等含め検討したい。

Q 高齢化の推計は

A 平成37年には1.4人で一人の高齢者を支える



公明党クラブ
池田一也 議員

問 団塊の世代が75歳以上となる平成37年の本町の高齢化推計は。

答（健康推進課長） 現在の高齢化率は約27%で、高齢者人口は平成32年にピークになり、その後減少すると推計している。総人口に占める高齢者の割合は増加を続け、生産年齢人口が高齢者一人に対して、平成22年には2.2人だったのに対して平成37年には1.4人で一人の高齢者を支えることになると予想している。

問 高齢者の公営住宅入居での連帯保証人を1名とするなど、条例改正をすべきではないか。もし0名ならどうするのか。

答（建設課長） ほかの自治体では1名で運用しているところもある。今後近隣町の状況も見ながら調査検討していく。

問 団塊の世代が75歳以上となる平成37年の本町の高齢化推計は。

答（健康推進課長） 現在の高齢化率は約27%で、高齢者人口は平成32年にピークになり、その後減少すると推計している。総人口に占める高齢者の割合は増加を続け、生産年齢人口が高齢者一人に対して、平成22年には2.2人だったのに対して平成37年には1.4人で一人の高齢者を支えることになると予想している。

問 高齢者の公営住宅入居での連帯保証人を1名とするなど、条例改正をすべきではないか。もし0名ならどうするのか。

答（建設課長） ほかの自治体では1名で運用しているところもある。今後近隣町の状況も見ながら調査検討していく。

問 住宅も含め、いろいろな場面でそういった問題が起きています。地域包括システムの中で対応し、いわゆる権利擁護の体制整備を早急に検討したい。

問 特に郡部に住む医療や介護を必要とする高齢者は、ある程度固まってもらう誘導や誘発のシステムを町としてつくるべきではないか。

答（町長） ある程度まとまって住むほうが対応しやすいと言えるところ。私も課題として頭におさめておく。

問 認知症カフェを全町でやるべきではないか。

答（健康推進課長） すぐ必要だと考えている。ご支援をいただき進めていきたい。

Q 静内地区児童クラブ、6年生までの拡大を

A 児童館が狭く、公共施設の再利用含め検討



公明党クラブ
建部和代 議員

問 子ども・子育て支援制度の対応で、事業計画の策定は。

答（福祉課長） 条例で設置している子ども・子育て会議の意見を聞くこととしている。本年2月に1回目、10月に2回目の開催を予定し、事業計画を進めて行きたい。

問 新制度の給付について、施設型給付、地域型給付を受けようとする事業所は何件か。

答（福祉課長） 施設型給付を受ける意向を示している事業所は、認定こども園1カ所、幼稚園1カ所、私立の認可保育所5カ所となっている。地域型保育所給付は把握していない。

問 支援事業計画の策定でニーズ調査を行っているが、ニーズの状況は。

答（福祉課長） 就学前児童と放課後児童クラブ登録児童の2つを対象に実施をした。児童クラブのニーズは小学校低学年で94%、高学年で82%であり、週1日以上希望となっている。

問 平成24年度に一部改正された児童福祉法により放課後の児童クラブの対象が6年生までと範囲が明確化され、ニーズ調査でも多くの希望がある児童クラブの対象を6年生までとすべきでは。

答（福祉課長） 三石地区は6年生までとなっているが静内地区では3年生までとなっている。既存の児童館が狭く受け入れられない児童館があるが、公共施設の再利用も含めて検討している状況である。

Q 地域おこし協力隊の戦略的活用を

A 地域性を考慮し、精力的に検討したい



凌雲クラブ
畑端憲行 議員

問 総務省により財源措置される「地域おこし協力隊」について、積極的に受け入れ、地域振興や、定住対策など地域力の維持強化を図ってはどうか。また、増員等を含めた今後の展開を伺う。

答（静内病院事務長） 現在、病院でIT企業のシステム部門を設け、パッチャル総合病院構想の各種関連事業の推進を図っている。今後は、病院事業だけでなく、他の部署での活用も展開したい。

答（企画課長） 今後の展開においては、先進自治体の取組みを十分研究しながら、地域性を考慮し活用できるように検討したい。



木田哲量氏による文化講演会
「橋に魅せられて」
(新ひだか町出身)

問 生涯学習の今後の課題と展望並びに「生涯学習都市宣言」を町として制定し、内外に表明する考えはあるか。

答（教育長） 宣言の制定については、生涯学習を構築して推進しながら、その節目に宣言する形で理事者、関係機関と十分協議したい。

Q 三石地域自治区（三石地域協議会）について

A 町独自の地域協議会にかわる組織の検討



清流会
北道健一 議員

問 町は、平成28年3月末で10年を迎える。旧三石町の区域には、合併特例法に基づき「三石地域自治区」が設置され特色のある地域づくりを行う為、地域の意見をまとめる「三石地域協議会」が置かれている。三石地域協議会の意見は町づくりにどのように反映されているか。

答（総務企画課長） 現在まで35回開催、三石地域の諸課題を整理して三石国保病院の存続、農業振興、水産業の振興と有害鳥獣の駆除、観光振興としての海浜公園利用促進、小学校統合整備、下水道事業推進、高齢者外出支援、町立病院の医療体制

の連携等、町長に意見を提出、地域協議会の意見を尊重した行政施策を進めてきた。

問 三石地域自治区は10年間で終了となるが、以後の地域自治区継続の考えと町独自の三石地域協議会の設置継続の考えがあるか。

答（町長） 条例制定で延長も可能ですが、地域間の課題を10年以内に解消し、真に一つの町として歩んでいこうとする当時の協議書の趣旨を尊重する選択も考えられる。地域協議会の意見を十分に伺いながら、町独自の地域協議会にかわる組織の創設等も検討を重ねていきたい。

Q 農業後継者対策について

A 後継者数たった150人の19%



下川孝志 議員

問 意欲的に農業後継者が取り組めるような基盤づくりについての考えは。

答（農政課長）農家戸数780戸中、後継者が居るのは約150戸であり担い手不足解消に向けた対策はまったなしの状況であり、町農業担い手育成協議会と官民挙げて取り組んでいる。他の町村や異業種からの参入も視野に入れた取り組みを強化していく認識だ。

問 日高広域農道について、町民を犠牲にしているのか。被害が起きていく認識はないのか。

答（農林水産部長）今後、営農に不利益等が生じる場合があれば、解決に向け適切に対応していただけるよう強く要請していきたい。

問 一方的に契約解除、合意書解除は振興局側に問題があると思うが。

答（農林水産部長）新ひだか町として判断すべきものではない。

問 部長の考えと私の考えは全く違うものであり町負担の22・5%の問題だけでなく、交渉に立会い、振興局とも打ち合わせをし進めてきた事からも町の責任はあるはず、町民の犠牲の産物であったとはいけないものであり今後追及していく。

（その他の質問）

- ・ 静内と三石の融和と一体化
- ・ ちよつと暮らし体験、住宅の推進について
- ・ 浦河赤十字病院の精神科病棟閉鎖への対応について

Q 各学校に学校司書の配置を

A 効果的な配置体制を検討する



日本共産党町議団
谷 園子 議員

問 子ども達の豊かな学びを育てるために、小中学校の学校図書館の充実を図るべき。学校図書購入費はどの位か。また各学校に専任の学校司書を配置するお考えは。

答（教育委員会管理課長）地方交付税措置837万円のうち404万円計上。本の入れ替えを含めさらなる充実を図る。

答（教育長）本年6月に「学校図書館に学校司書を置くよう努めるもの」と法改正されたが、実際の配置となれば、専門的知識を有する者の確保が不可欠である。町立図書館との関わりも含めて、効果的な配置体制を十分に検討する。

問 公営住宅に入りたくても空きがなくて困っている。増設の計画はないのか。なければ借上げ公住、買取り公住のような制度を検討できないか。

答（建設課長）町は公住の長寿命化計画をすすめており、人口・世帯減少から戸数も減らし、増設はしない。

答（町長）困っている町民に対しては、民間施設を活用した家賃補助制度などを考えたい。

問 町外の保証人を認められないか。事情により見つからない時は、保証人免除はできないか。

答（建設課長）町外保証人は検討する。町の条例には免除規定が既にあり。

答（町長）ご指摘の案件の対応策は論議する。

（その他の質問）

- ・ 障がい者雇用の促進について

Q 農業振興のビジョンは

A 肥育牛、素牛、ミニトマト、花き各10億円



清流会
川端克美 議員

問 作目別の生産目標と具体的な施策は。

答（農政課長） 地域特性を生かし肥育牛、素牛でそれぞれ10億円、ミニトマト10億円、花き10億円を目標としている。このためビニールハウスや和牛繁殖素牛の導入助成、さらに本年度から和牛貸付事業を実施している。

問 後継者が残れるための施策は。

答（農政課長） 就農の為に研修を受ける場合、研修費として年180万円を支給しており、その他の直接的な支援はない。

問 旧三石二中跡地はどのように活用するのか。

答（農政課長） 三石ハウス団地として新規就農者



和牛センターでの研修

対策・担い手対策として整備する計画で、地元農協と協議をしている。

問 道の駅「みついし」で地元産品をもっと販売できないか。

答（商工労働観光課長） 特産品販売センターは日高漁業協同組合が運営しており、協議が必要となるが、新ひだか推奨品販売の見地から検討したい。

問 三石旭ヶ丘公園の整備と管理は。

答（商工労働観光課長） 公園自体が老朽化していることから、計画的な整備改修の検討と管理体制を検討したい。

Q まちづくり自治基本条例と予算編成の関わりは

A 町民の声を的確に捉え、知恵を出し合っ、より良い町づくりに取り組みたい。



町民連合
進藤 猛 議員

問 例年9月には予算編成の準備に取り掛かる時期だが、まちづくり自治基本条例と予算編成の関わりは。

答（町長） 条例を町政運営の基本として常に念頭におき、行政の責務や自らの役割を果たしながら進めたい。今後については、条例施行後、新たに創設した「町民意見聴取制度」や「公募委員制度」「外部評価制度」など、町民が自発的に参画することができると参画を効果的に用い、今以上に町民の声を的確に捉え、ともに知恵を出し合っ、より良い町づくりに取り組みたい。

答（総務課長） 新ひだか町まちづくり自治基本条例は町づくりの基本的な制度と運営の原則を明らかにするため、平成25年1月7日から施行してお

り、目的は条例第一条に規定されているが、町民憲章の精神のもと、町づくりに関する基本的な事項を定めている。町民の権利や責務並びに議会及び行政の責任を明らかにすることにより、それぞれの役割を果たしながら町民を主役として協働の町づくりを進めることを目的としている。自治基本条例と予算編成の関わりは、条例第二十条に財政運営についての規定があり、「行政は中期的又は長期的な財政見通しの下総合計画等及び行政評価を踏まえた予算編成を行うとともに、財政計画等を策定し、計画的で健全な財政運営に努める。」とされている。これは予算編成の関わりとなる規定であり、町民意見聴取制度や従来より行われている「新ひだかまちづくり懇談会」等で広く町民の意見等により、行政サービスが評価され、事業の見直しや政策形成等に結びつくものと考えられる。それらを踏まえ予算編成を行うべきと考える。

Q 安心 安全な暮らしと自治会の役割について

A 自治会や自主防災組織と連携する



凌雲クラブ
田畑隆章 議員

問 シンヌツ川は、8月19日に1時間当たり降雨量31・5ミリであふれた。近くの人は雨のたびに心配している。防災情報は自治会との間でどのような共有されているか。

答（総務課長）警報が発表された時点で総務課担当職員等は役場庁舎に登庁し情報をもとに、家屋への被害や住民の生命の危害が及ぶと認められる場合に避難勧告や避難指示を行う。

問 避難勧告は各地で失敗している。新たにタイムラインという国土交通省の考え方で行うべき。

答（総務課長）タイムラインは台風などで予想される被害を最小限に止めるため予め自治会を含めた関係団体が避難行動に



シンヌツ川の土砂排出

移る行動計画をいい、検討に入る予定だが、自治会や防災組織が消防、自衛隊など他団体と十分な連携がとれるよう啓発していく。

問 シンヌツ川は道河川で改修が遅れている。改修に伴う町道改修、橋梁の架け替えを住民は期待して待っているが。

答（経済部長）シンヌツ川の河川改修の計画が出来た時点で、町道にどう影響を及ぼすかを判断し、同時に建設計画を進めていく形で協議をしている。工事が終わってからではなく、工事に掛かる時に、同時に町道の方も着工するかと思う。

Q 平成27、28年度の建築のランク分けは

A 新ひだか建設協会の意見・要望を参考に決定したい



清創会
福嶋尚人 議員

問 最低制限価格での入札が続く事について、町長は職員を信じていると6月議会で答弁されたが、その意味と見解を伺いたい。

答（町長）私も同様に感じているが、もし職員からそういった情報が漏れているかということであれば大変なことであり、当然に新聞沙汰になり、職員も職員としての勤めをできなくなるという事態はよく認識しているものと思っております、まさかということでは、私は職員はそういうことはないと思信じている、という答弁をした。今後についても、そういったことが絶対にならないように努めたい。

問 平成24年7月にピュアの1階及び2階の一部を代物弁済で取得した時、町長は買い物難民、買い物弱者のための食料品を中心とした店舗の1日も早い入居をしたいと答弁されてきた。今回のプロポーザル（提案）では業種を問わないフロント部分の活用を優先するということだが方針変更の理由は何か。

答（町長）年間の維持管理費が相当な金額である。シャッターの前面部分については、業種の区別なく入店希望の調査をして収入を得たい。

問 ピュア再生計画という事で、業者に委託料を支払ったが町長の設置したピュア活用検討会議の内容も同じではないか。

答（商工労働観光課長）委託業務の成果を活用して事務を進めている。

Q 安心・安全の町づくりについて

A 住民相互の協力体制を図り、地域みずから防災意識の向上を



清創会
阿部公一 議員

問 防災対策について 自然災害に関し、町民の生命・財産を守る、という観点からどのような考えで三期目の町政に臨まれるのか。

答（総務課長）平成7年と平成23年の大震災を教訓に災害想定が見直され、減災の徹底、防災教育の強化、地域における共助など、大規模災害への備えと減災に向けた自助、共助、公助の共同について考えていかなければならないと認識している。特に自分たちの地域は自分たちで守るという理念のもと、地域ぐるみで災害に備え、防災教育を推進、自治会等への自主防災組織の設立促進など支

援の充実やボランティアの育成、地域における共助など、特に重要な項目の一つとして強く働きかけていく。

問 防災体制の強化について、次の3点について

○人的強化整備

○組織強化整備

○施設強化整備

答（総務課長）気象庁の防災情報提供システムにより、流域雨量指数、土壌雨量指数等の情報が提供されており、大雨・台風等の予測に活用。室蘭地方気象台とも連携し、気象情報の見直し等を問合せするなど、予測体制の強化を図っている。

町内には雨量計が15カ所設置されており、それらの情報により避難勧告等を発令する場合は、防災無線や携帯電話等のエリアメール、町広報車等による情報伝達を行う。

Q 健康づくり商品券事業の効果は

A 徐々に、効果を実感している



日本共産党町議団
川合 清 議員

問 住民検診、インフルエンザ・肺炎球菌等のワクチン接種等は、「健康づくり商品券」として実質無料になったが効果と今後の見通しは。6月から特定健診（メタボ検診）を無料にしたが、受診目標と健康指導の体制強化策、さらに、これらの無料化の施策の周知徹底について伺う。

答（健康推進課長）商品券事業は昨年度から導入しているという断言はできないが、予防接種の状況は、全体で前年から2千人余の増、住民検診等も748人増えている。保健活動等で話題にもなることから、除々ではあ

るが、商品券事業の効果を実感している。

答（生活環境課長）受診率が低いことから無料に踏み切り、26%の受診率をめざしている。

医療機関にも協力をいただき、さらに周知徹底をしたい。体制の強化については保健指導対象者の全戸訪問を実施する予定だ。

問 予防、早期発見に大事な「無料」制度を今後も続けていただきたい。

答（町長）財源との関係で2年間と考えている。平成28年度予算の時の判断になるだろう。

問 保健指導体制の強化が必要になるが。

答（副町長）二つに分かれている保健センターを1つにしたらどうなるか。人が足りないとなれば当然増員にむけて協議することになる。

日高地区森林・林業・ 林産業活性化議連総会

8月26日(火)、午後2時より役員会を新ひだか町役場静内庁舎で開催され、役員会終了後に行われる総会議案を審議した。その後、午後3時より総会が開催された。

総会では、平成25年度事業報告・収支決算報告についてを承認し、平成26年度事業計画(案)・収支予算(案)についてを可決し、役員会の補充選任が行われた。役員会の補充選任は、町議会議員選挙があった日高町、新ひだか町において、二町の役員が代わったことに伴うもので、改選された役員は、次のとおり決定した。

会長	新ひだか町	細川	勝弥
副会長	日高町	神保	一哉
幹事	日高町	佐藤	はなえ
	新ひだか町	志田	力



日高地区林活議連役員会

事務局長

新ひだか町 白尾 卓人

なお、日程は未定であるが、日高の森林づくりを広げる集いについて提案された。

10月20日(月)、新ひだか町森林・林業・林産業活性化推進議員連盟(林活議連)主体で、「山を見る会」が開催され、三石国有林内及び静内春立地区災害対策治山工事箇所の見学を行いました。

編集技術を学ぶ

議会広報研修会(札幌)

8月22日(金)、北海道町村議会議長会主催による議会広報研修会が開催され、議会広報特別委員会の委員7名が出席した。

研修会は広報コンサルタントの芳野政明氏による「読まれ、親しまれ議会活動が伝わる、議会報の基」と編集技術をテーマに講演を受けた。

Part 1

住民とのつながりをより強く、深く「議会広報の役割」とあり方」について

地方分権改革の時代にあつて全国の自治体で進められている議会改革の中で、

- 一、反問権などを含む議会の審議方法の改革
- 二、議会情報公開や積極的発信
- 三、議会に係わる経費の削減
- 四、議会の政策機能の強化
- 五、住民と議会の関係づくり

において、四、五、については、新しい改革事例とし

て脚光をあびてきている。

議会広報は知らしめるだけではなく自治体行政が行う町民懇談会等の対話集会などを利用した広聴活動を通じて住民との対話をとおして意見や要望をくみとる活動の必要性を説き、

- ① 議会活動の公開
 - ② 行政の監視
 - ③ 政策や条例の提案
 - ④ 地域の意見の紹介
 - ⑤ 議員の賛否態度の公表
 - ⑥ 請願等住民の声や意見を反映
- する議会広報を目指すよう
教示された。

Part 2

「伝える」から「伝わる」
議会広報へ

「議会が見える」編集技術について丁寧な指導があった。いくら良いことが書かれていても、読んでくれなければ無駄になってしまう。こう書いたので「伝えた」から、ビジュアル的に知らず知らずに「伝わる」技術の指導があった。最後に各町村議会作成広報のクリニックと講師を通じ広報改革を提言された。この研修を紙面に生かしていきたい。



